

京都市訓令甲第 21 号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

第 13 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 総合企画局長は、前項の規定にかかわらず、連絡会議の議を経る必要がないと認めるときは、その議を経ることなく統計調査年間計画の変更の可否を決定することができる。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報統計担当)